

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部
を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

教育委員会事務局の組織を改めるため、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

業務移管に伴うグループ制の導入

教育の情報化を推進するとともに、情報セキュリティ対策の強化を図るため、教育総務課に総合教育センター情報教育室の業務の一部を移管し、教育総務課の企画調整係を企画情報グループとする。

3 施行期日

公布の日（平成 29 年 4 月 1 日）

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成29年3月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																							
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>課</td> <td>係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>法令指導係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2～4 省略 (各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課（第17号から第22号まで及び第26号の事務にあっては、教職員厚生室の所掌とする。） (1)～(27) 省略</p>		部	課	係	管理部	教育総務課	総務係	省略	法令指導係	省略			<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>課</td> <td>係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>企画調整係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td>法令指導係</td> </tr> </table> <p>2～4 省略 (各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課（第17号から第22号まで及び第26号の事務にあっては、教職員厚生室の所掌とする。） (1)～(27) 省略</p>		部	課	係	管理部	教育総務課	総務係	省略	企画調整係	省略		法令指導係
部	課	係																							
管理部	教育総務課	総務係																							
	省略	法令指導係																							
省略																									
部	課	係																							
管理部	教育総務課	総務係																							
	省略	企画調整係																							
省略		法令指導係																							

(28) 教育情報ネットワークに関すること。

(29) 省略

(30) 省略

省略

(28) 省略

(29) 省略

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案説明

教育委員会事務局の組織を改めるため、この規則の一部を改正しようとするものである。